

選挙運動費用に関する選挙公営制度について

(養父市長選挙)

《 目 次 》

1	公費負担の対象と限度額等	1
2	「選挙運動用自動車の使用」に係る公営費の請求の流れ	2
3	「選挙運動用ポスター・ビラの作成」に係る公営費の請求の流れ	3
4	公営費の請求に係る諸用紙作成時の留意事項	4
5	記載例	
(1)	「選挙運動用自動車の使用」に係る公営費の場合	
①-A	「自動車一般運送契約書」(ハイヤー方式)	5
①-B	「自動車賃貸借契約書」(自動車の貸与)	6
①-B	「自動車燃料売買契約書」(燃料の供給)	7
①-B	「自動車の運転に関する雇用契約書」(運転手)	8
②	「選挙運動用自動車の使用契約届出書」	9
③-A、B	「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(ハイヤー方式、自動車の貸与)	11
③-B	「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(燃料の供給)	12
③-B	「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(運転手)	13
④	「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」	14
⑤-A、B	「請求書(選挙運動用自動車の使用・自動車)」	15
⑤-B	「請求書(選挙運動用自動車の使用・燃料)」	17
⑤-B	「請求書(選挙運動用自動車の使用・運転手)」	19
(2)	「選挙運動用ビラの作成」に係る公営費の場合	
①	「選挙運動用ビラ作成契約書」	21
②	「選挙運動用ビラ作成契約届出書」	22
③	「選挙運動用ビラ作成証明書」	23
④	「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」	24
⑤	「請求書(選挙運動用ビラの作成)」	25
(3)	「選挙運動用ポスターの作成」に係る公営費の場合	
①	「選挙運動用ポスター作成契約書」	27
②	「選挙運動用ポスター作成契約届出書」	28
③	「選挙運動用ポスター作成証明書」	29
④	「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」	30
⑤	「請求書(選挙運動用ポスターの作成)」	31
6	選挙運動費用に関する公営制度Q&A	33

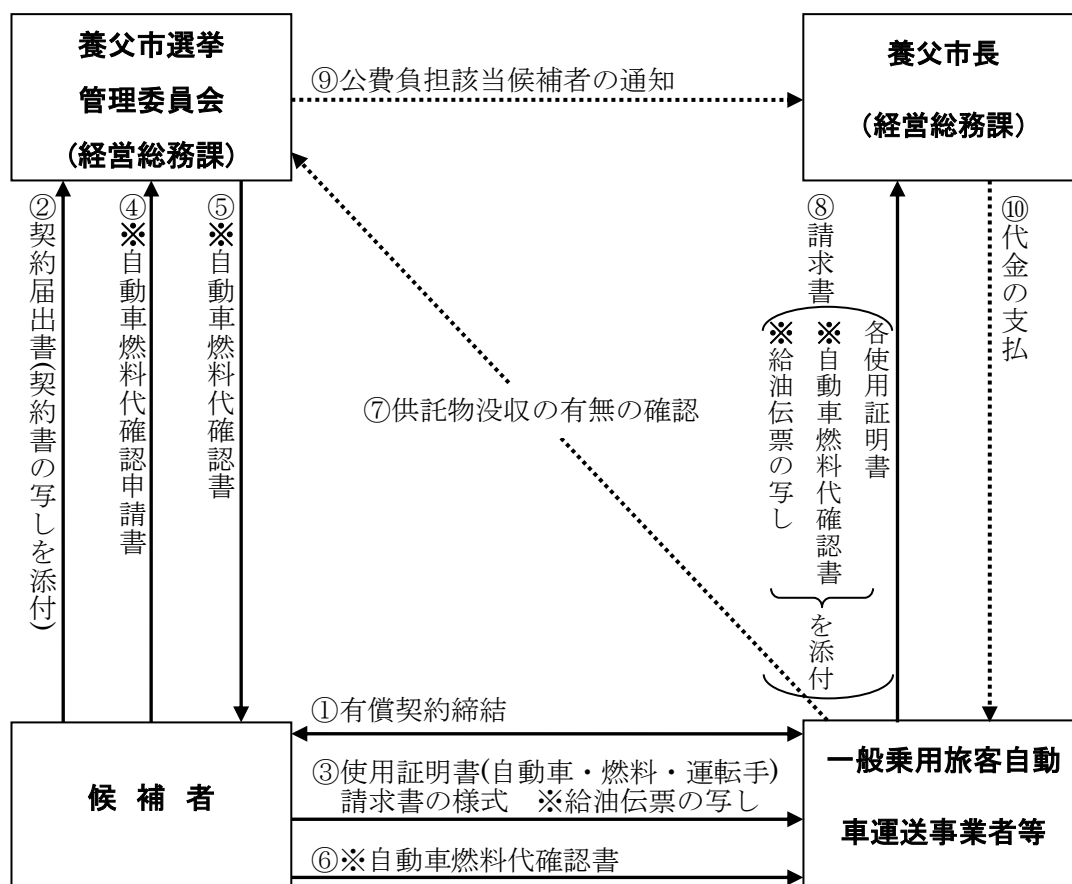
1 公費負担の対象と限度額等

区分	内容		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日について1台に限る。)	1日 64,500円×7日 =451,500円	①と②は選択
	② その他の契約 ア 自動車借入れ契約 (レンタル方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日について1台に限る。)	1日 16,100円×7日 =112,700円	
	イ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円×7日 =53,900円	
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計金額 (1日について1人に限る。)	1日 12,500円×7日 =87,500円	
選挙運動用ビラの作成	<p>当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額。なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり。</p> <p>(1) 作成単価の限度 7円73銭</p> <p>(2) 作成枚数の限度 選挙運動用ビラの頒布上限枚数(2種以内で16,000枚)</p> <p>※単価の限度及び作成枚数の限度のいずれかが超えた場合は、その超える部分は、候補者の負担となります。</p>			
選挙運動用ポスターの作成	<p>当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額。なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり。</p> <p>(1) 作成単価の限度 (ポスター掲示場数×541円31銭+316,250円)÷ポスター掲示場数</p> <p>(2) 作成枚数の限度 ポスター掲示場数と同数</p> <p>(参考：今回の選挙におけるポスター掲示場数は226か所で、この場合1枚当たりの作成単価の限度額は、1,941円となります。)</p>			

○無投票となった場合の取扱い

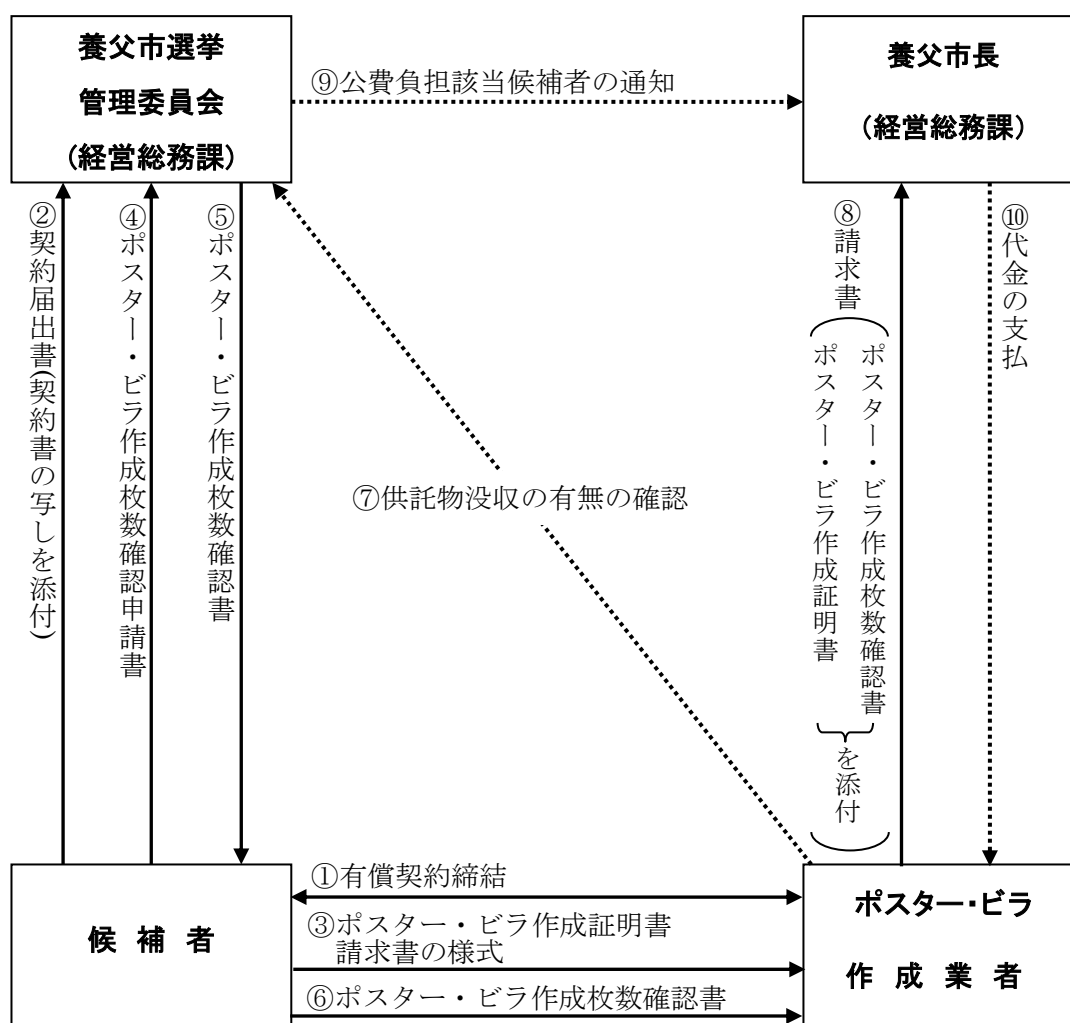
- 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式(①)、レンタル方式(②ア)及び運転手の雇用(②ウ)は、告示日1日分の金額が、燃料契約(②イ)は、告示日1日の使用分が公費の対象となります。
- 選挙運動用ポスター及び同ビラの作成については、投票の有無にかかわらず対象となります。

2 「選挙運動用自動車の使用」に係る公営費の請求の流れ



- (注) 1 燃料供給業者との有償契約によって燃料を使用する場合には、※印の手続も必要となります。
- 2 燃料の使用証明書には、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの）の写しを添えてください。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「選挙運動用自動車の使用契約届出書」（養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程様式第1号。9頁参照。）に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

3 「選挙運動用ポスター・ビラの作成」に係る公営費の請求の流れ



(注) 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「選挙運動用ビラ作成契約届出書」及び「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程様式第1号。22頁、28頁参照。)に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

4 公営費の請求に係る諸用紙作成時の留意事項

公営費の請求について、別紙のとおり記載例を作成していますので、御参照ください。

○共通的事項

- ・実際に選挙運動に要した費用が公費負担上限額に満たない場合は、実際に要した金額までしか公費請求できません。

○契約届出書（候補者→市選管）

- ・契約書の写しを添付してください。

○使用（作成）証明書（候補者→事業者等→市選管）

- ・契約内容と一致することを確認してください（契約内容に変更が生じた場合は直ちに変更契約を行ってください）。
- ・契約の相手方への証明書の提出は、契約履行後（使用実績額の確定後）に行なってください。

○確認申請書（候補者→市選管 ・ 「確認書」市選管→候補者）

- ・使用証明書作成以後に申請してください（同日も可）。
- ・購入金額（作成枚数）は、使用証明書の金額（作成枚数）を記入してください。

○請求書（事業者等→市選管）※選挙期日後8日以内に提出ください。

- ・請求書表面の請求金額は訂正ができません（訂正印、修正液及び砂消しゴム等全て不可）。誤って記載された場合は再度請求書を作成してください。
- ・請求者が法人である場合は、代表者印も押印してください。
- ・経費の受領者が（振込名義）が請求者と異なる場合は、委任状が必要です。
- ・各請求書には次の書類を添付してください。

区 分	使用（作成）証明書	確 認 書	そ の 他
自動車の使用（自動車）	○		
自動車の使用（運転手）	○		
自動車の使用（燃料）	○	○	※給油伝票の写し
ポスターの作成	○	○	
ビラの作成	○	○	

※燃料代の請求の場合は、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの）の写しを添えてください。

5 記載例

収入
印紙

自動車一般運送契約書

①—A
(ハイヤー方式)

養父市長選挙候補者 ○○○○ (以下「甲」という。) と (株)△△自動車
(以下「乙」という。) は、自動車による一般運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 自動車の種類 **小型乗用自動車**
- 2 車 名 **○○○○**
- 3 車 輛 番 号 **姫路○○あ○○○○**
- 4 契 約 金 額 **○○○, ○○○円 (1日 ○○, ○○○円)**
- 5 期 間 **令和6年10月13日から令和6年10月19日までの7日間とする。**
- 6 請求及び支払 **この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。**
- 7 そ の 他 **この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。**

※契約日
令和6年 ○ 月 ○ 日

甲 養父市長選挙候補者
住 所 **養父市○○123番地**
氏 名 **○○○○** (印)

乙 住 所 **養父市○○456番地**
氏名又は名称 **(株)△△自動車**
代表者氏名 **代表取締役 □ □ □ □** (印)

自動車賃貸借契約書

養父市長選挙候補者 〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (株)△△自動車
(以下「乙」という。) は、自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の種類 | 小型乗用自動車 |
| 2 | 車名 | 〇〇〇〇 |
| 3 | 車輜番号 | 姫路〇〇あ〇〇〇〇 |
| 4 | 契約金額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 (1日 〇〇, 〇〇〇円) |
| 5 | 期間 | 令和6年10月13日から令和6年10月19日までの7日間とする。 |
| 6 | 請求及び支払 | この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。 |
| 7 | その他 | この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。 |

※契約日

令和6年 〇 月 〇 日

甲 養父市長選挙候補者
住 所 養父市〇〇123番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 (印)

乙 住 所 養父市〇〇456番地
氏名又は名称 (株)△△自動車

代表者氏名 代表取締役 □ □ □ □ (印)

自動車燃料売買契約書

養父市長選挙候補者 〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (株)△△石油
(以下「乙」という。) は、自動車燃料の売買について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 **ガソリン**
2 品 質 **レギュラー**
3 単 価 **〇〇〇円 (税込)**
4 期 間 令和**6**年**10**月**13**日から令和**6**年**10**月**19**日までの**7**日間とする。
5 給油方法 **〇〇スタンドにて給油**
- 6 契約金額 契約金額については **※** 円を限度とし、その金額を超える場合については、甲と乙は別途契約するものとする。
- 7 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
- 8 その他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

※欄は、1社と契約する場合は53,900円、2社以上と契約する場合は各社※欄の金額の合計額が53,900円となるように記載してください。

※契約日
令和**6**年 〇 月 〇 日

甲 養父市長選挙候補者
住 所 **養父市〇〇123番地**
氏 名 **〇 〇 〇 〇** (印)

乙 住 所 **養父市〇〇789番地**
氏名又は名称 **(株)△△石油**
代表者氏名 **代表取締役 〇 〇 〇 〇** (印)

自動車の運転に関する雇用契約書

養父市長選挙候補者 〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と □□□□ (以下「乙」という。) は、自動車の運転に関する雇用について次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用期間 令和**6**年**10**月**13**日から令和**6**年**10**月**19**日までの**7**日間とする。
- 2 賃金 **1日 〇〇, 〇〇〇円とする。**
- 3 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条第 1 項又は第 2 項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
- 4 その他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

※契約日

令和**6**年 **〇**月 **〇**日

甲 養父市長選挙候補者
住所 **養父市〇〇123番地**
氏名 **〇〇〇〇** (印)

乙 住所 **養父市〇〇234番地**
氏名 **□□□□** (印)

選挙運動用自動車の使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので届け出ます。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

養父市選挙管理委員会

委員長 森岡 光昭 様

記

※ハイヤー方式の場合

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
6・〇・〇	(株)△△自動車 養父市〇〇456番地 代表取締役 □□ □□	10・〇～10・〇	〇〇〇, 〇〇〇 円	
・ ・		・ ～ ・	円	
・ ・		・ ～ ・	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区 分	項 目	契約年月日	契約内容		備 考
			契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入れ期間等	
自動車の借入れ	6・〇・〇	(株)△△自動車 養父市〇〇456番地 代表取締役 □□ □□	10・〇~10・〇	円 000,000	
	・		・ ~ ・	円	
	・		・ ~ ・	円	
	・		・ ~ ・	円	
	・		・ ~ ・	円	
運転手の雇用	6・〇・〇	□□ □□ 養父市〇〇234番地	10・〇~10・〇	円 00,000	
	・		・ ~ ・	円	
	・		・ ~ ・	円	
燃 料 代	6・〇・〇	(株)△△石油 養父市〇〇789番地 代表取締役 □□ □□	姫路〇〇 あ〇〇〇〇	円 00,000	1 円 000円
	・			円	
	・			円	
	・			円	
				円	

※日額×日数

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の契約「契約内容」の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

使用実績に基づいて作成
してください。

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

※ハイヤー方式の場合に○

記

※自動車の借受けの場合に○

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー等)との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)△△自動車 代表取締役 □□ □□ 養父市〇〇456番地		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	※税込み金額を記入
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
小型乗用自動車 姫路〇〇あ〇〇〇〇	6・10・〇	〇〇, 〇〇〇 円	
合計		〇〇, 〇〇〇 円	※合計欄も記入

(注) 裏面の「備考」をよくお読みください。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

使用実績に基づいて作成
してください。

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 〇 〇 〇 〇

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		(株)△△石油 代表取締役 □□ □□ 養父市〇〇789番地		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃 料 供給量	燃 料 供給金額	備 考
6・10・〇	姫路〇〇あ〇〇〇〇	〇〇. 〇 ^{リットル}	〇,〇〇〇円	※税込み金額を記入
6・10・〇	姫路〇〇あ〇〇〇〇	〇〇. 〇 ^{リットル}	〇,〇〇〇円	
6・10・〇	姫路〇〇あ〇〇〇〇	〇〇. 〇 ^{リットル}	〇,〇〇〇円	
6・10・〇	姫路〇〇あ〇〇〇〇	〇〇. 〇 ^{リットル}	〇,〇〇〇円	
6・10・〇	姫路〇〇あ〇〇〇〇	〇〇. 〇 ^{リットル}	〇,〇〇〇円	
.		リットル	円	
合 計		〇〇. 〇 ^{リットル}	〇〇,〇〇〇円	

(注) 裏面の「備考」をよくお読みください。

※合計欄もご記入ください。

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

使用実績に基づいて作成
してください。

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

※運転業務に従事した各日付

記

運転手の氏名及び住所	(氏名) □□ □□ (住所) 養父市〇〇234番地	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	※税込み金額を記入
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
6 ・ 〇〇 ・ 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	
. .	円	
合 計	〇〇,〇〇〇 円	

(注) 裏面の「備考」をよくお読みください。

※合計欄もご記入ください。

様式第2号（第3条関係）

その1

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年〇月〇日

養父市選挙管理委員会
委員長 森岡 光昭 様

③の「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を作成後、申請してください。（使用証明書の日付と同日かそれ以降の日付となります。）

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

記
※契約書の日付

- 1 契約年月日 令和6年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(株)△△石油 代表取締役 □□ □□ 養父市〇〇789番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番
姫路〇〇あ〇〇〇〇
- 4 確認申請金額 〇〇,〇〇〇 円 (㊟印の欄の金額)

③の「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」の燃料供給金額の合計金額を記入してください。

区 分	購 入 金 額 (※1)	左のうち確認済又は確認申請金額 (※2)
前回までの累計金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	〇〇,〇〇〇 円	㊟ 〇〇,〇〇〇 円
燃 料 代 計 (a) + (b)	〇〇,〇〇〇 円	〇〇,〇〇〇 円
備 考		

備考 (略)

左のうち、公費負担額として確認申請する額を記入してください。左の購入金額が公費負担限度額 52,920 円を超える場合は、公費負担限度額を記入してください。

(表)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用・自動車)

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年〇月〇日

養父市長 様

住所(所在地) 養父市〇〇456番地

氏名(名称) (株)△△自動車 印

(代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇 印

記

1 請求金額 〇〇, 〇〇〇 円

2 内 訳
裏面請求内訳書のとおり

3 令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

4 候補者の氏名 〇 〇 〇 〇

5 支払先口座

金額の訂正はできません。
誤って記載した場合は、作成しなおしてください。

〇 〇 銀行・信用金庫・農協 〇 〇 支店	種 類	口 座 番 号
	普・当	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	かぶしきがいしゃ△△じどうしゃ だいひょうとりしまりやく〇〇〇〇	
口座名義	(株)△△自動車 代表取締役 〇〇 〇〇	

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号	079 (123) 4567	事務担当者名	〇〇課 〇〇〇〇
------	----------------	--------	----------

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、養父市に支払を請求することはできません。
- 請求手続等で不明な点等ありましたら、養父市選挙管理委員会まで御照会ください。

(裏)
請 求 内 訳 書

使用年月日	(ア) 運送金額又は借入れ金額	基準限度額(イ)		請求金額	備考
		タクシー等の場合	その他の場合		
6年〇月〇日	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
6・〇・〇	〇〇, 〇〇〇円	64,500円	16,100円	〇〇, 〇〇〇円	
合 計				〇〇 〇〇〇円	

備考「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

使用証明書の運送等年月日、運送等金額を確認の上、ご記入ください。

合計欄も記入してください。

(表)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用・燃料)

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年〇月〇日

養父市長 様

住所(所在地) 養父市〇〇789番地

氏名(名称) (株)△△石油 印

(代表者氏名) 代表取締役 □□ □□ 印

記

1 請求金額 〇〇, 〇〇〇 円

2 内 訳
裏面請求内訳書のとおり

金額の訂正はできません。
誤って記載した場合は、作成しなおしてください。

3 令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

4 候補者の氏名 〇 〇 〇 〇

5 支払先口座

〇 〇 銀行・信用金庫・農協 〇 〇 支店	種 類	口 座 番 号
	普・ 当	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	かぶしきがいしゃ△△せきゆ だいひょうとりしまりやく□□□□	
口座名義	(株)△△石油 代表取締役 □□ □□	

※この請求についての連絡先を御記入ください。

電話番号	079 (123) 4567	事務担当者名	〇〇課 〇〇〇〇
------	----------------	--------	----------

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、養父市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 請求手続等で不明な点等がありましたら、養父市選挙管理委員会まで御照会ください。

(裏)
請 求 内 訳 書

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
6年〇月〇日	姫路〇〇 あ〇〇〇〇	円 リットル 円 $160 \times 45.2 = 7,232$	/	/	
6・〇・〇	姫路〇〇 あ〇〇〇〇	$160 \times 42.0 = 6,720$			
6・〇・〇	姫路〇〇 あ〇〇〇〇	$160 \times 50.0 = 8,000$			
6・〇・〇	姫路〇〇 あ〇〇〇〇	$160 \times 46.5 = 7,440$			
・ ・		× =			
・ ・		× =			
・ ・		× =			
合 計		〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円	

備考

- 1 「基準限度額」の「合計」欄には、確認書に記載された額の合計額を記載してください。
- 2 「請求金額」の「合計」欄には、(ア)の「合計」欄又は(イ)の「合計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

合計欄もご記入ください。
使用証明書の合計額と一致していることを確認してください。

「選挙運動用自動車燃料代確認書」の額。
公費負担限度額 (53,900 円) ではありません。

(表)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用・運転手)

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年〇月〇日

養父市長 様

住所(所在地) 養父市〇〇234番地

氏名(名称) □□ □□ 印

記

1 請求金額 〇〇,〇〇〇 円

金額の訂正はできません。
誤って記載した場合は、作成しなおしてください。

2 内 訳
裏面請求内訳書のとおり

3 令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 支払先口座

○ ○ 銀行・信用金庫・農協 ○ ○ 支店		種 類	口 座 番 号
		普 当	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	□□ □□		
口座名義	□□ □□		

※この請求についての連絡先を御記入ください。

電話番号	079 (123) 4567	氏 名	〇〇 〇〇
------	----------------	-----	-------

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、養父市に支払を請求することはできません。
- 請求手続等で不明な点等ありましたら、養父市選挙管理委員会まで御照会ください。

(裏)
請 求 内 訳 書

雇用年月日	報 酬(ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
6年〇月〇日	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
6・〇・〇	〇〇,〇〇〇 円	12,500 円	〇〇,〇〇〇 円	
合 計			〇〇,〇〇〇 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

使用証明書の雇用年月日、報酬の額を確認の上、ご記入ください。

合計欄も記入してください。

収入
印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

①
(ビラ)

養父市長選挙候補者 〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (株)△△印刷
(以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第 142 条第 1 項第 6 号に定めるビラ
- 2 数量 **〇〇,〇〇〇 枚**
- 3 契約金額 **〇〇,〇〇〇 円 単価 〇円 (税込)**
- 4 納入期限 令和 **6** 年 **〇** 月 **〇** 日
- 5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条第 1 項又は第 2 項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
- 6 その他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

※契約日

令和 **6** 年 **〇** 月 **〇** 日

甲 養父市長選挙候補者
住 所 **養父市〇〇123番地**
氏 名 **〇 〇 〇 〇** (印)

乙 住 所 **養父市〇〇456番地**
氏名又は名称 **(株)△△印刷**
代表者氏名 **代表取締役** □ □ □ □ (印)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

養父市選挙管理委員会

委員長 森岡 光昭 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
6・〇・〇	(株) △ △ 印刷 養父市〇〇456番地 代表取締役 □□ □□	〇〇,〇〇〇 枚	〇〇,〇〇〇 円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成証明書

作成実績に基づいて作成してください。

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株) △ △ 印刷 養父市〇〇456番地 代表取締役 □□ □□
作 成 枚 数	〇〇,〇〇〇 枚
作 成 金 額	〇〇,〇〇〇 円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、「請求書」の用紙とともに候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が養父市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、養父市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数
 - ア 養父市長の選挙 16,000枚
 - イ 養父市議会議員の選挙 4,000枚
 - (2) 限度額 7円73銭(単価) × 確認された作成枚数

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年〇月〇日

養父市選挙管理委員会
委員長 森岡 光昭 様

③の「選挙運動用ビラ作成証明書」を作成後、申請して下さい。(作成証明書の日付と同日かそれ以降の日付となります。)

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

記
契約書の日付

1 契約年月日 令和6年〇月〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(株)△△印刷 代表取締役 □□ □□
養父市〇〇456番地

③の「選挙運動用ビラ作成証明書」の作成枚数を記入してください。

3 確認申請枚数 〇〇,〇〇〇 枚 (◎印の欄の枚数)

区 分	作 成 枚 数 (※1)	左のうち確認済又は確認申請枚数 (※2)
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	〇〇,〇〇〇 枚	◎ 〇〇,〇〇〇 枚
枚 数 計 (a)+(b)	〇〇,〇〇〇 枚	〇〇,〇〇〇 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から養父市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数に、公費負担の対象となる枚数を超過しないよう確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計枚数」に、左の欄の作成枚数が、公費負担の対象となる枚数を超える場合は、公費負担の対象となる枚数を記入してください。
- ※1「作成枚数」の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について記載し、※2の欄はそのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

(表)

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第9条の規定に基づき、次の金額の支払を請求します。

令和6年〇月〇日

養父市長 様

住所(所在地) 養父市〇〇456番地

氏名(名称) (株)△△印刷 印

(代表者氏名) 代表取締役 □□ □□ 印

記

- 1 請求金額 〇〇,〇〇〇円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月20日執行 養父市長 選挙
- 4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 5 支払先口座

金額の訂正はできません。
誤って記載した場合は、作成しな
おしてください。

○ ○ 銀行・信用金庫・農協 ○ ○ 支店	種 類	口 座 番 号
	普・ 当	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	かぶしきがいしゃ△△いんさつ だいひょうとりしまりやく□□□□	
口座名義	(株)△△印刷 代表取締役 □□ □□	

※この請求についての連絡先を御記入ください。

電話番号	079 (123) 4567	事務担当者名	〇〇課 〇〇〇〇
------	----------------	--------	----------

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、養父市に支払を請求することはできません。
- 3 請求手続等で不明な点等ありましたら、養父市選挙管理委員会まで御照会ください。

③の「選挙運動用ビラ作成証明書」の作成枚数、作成金額を確認の上、ご記入ください。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
○	00,000	00,000	7円73銭	16,000	123,680	○	00,000	00,000

備考

- 1 (E)欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

収入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

養父市長選挙候補者 ○○○○ (以下「甲」という。) と (株)△△印刷
(以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター |
| 2 | 数量 | ○○○枚 |
| 3 | 契約金額 | ○○○,○○○円 単価 ○,○○○円(税込) |
| 4 | 納入期限 | 令和6年○月○日 |
| 5 | 請求及び支払 | この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により養父市に帰属することとならなかった場合において、乙は、法令の定める限度内で養父市長に請求するものとする。ただし、供託物が養父市に帰属することになる場合又は養父市長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。 |
| 6 | その他 | この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。 |

※契約日

令和6年○月○日

甲 養父市長選挙候補者
住所 養父市○○123番地
氏名 ○○○○ (印)

乙 住所 養父市○○456番地
氏名又は名称 (株)△△印刷
代表者氏名 代表取締役 □□□□ (印)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

養父市選挙管理委員会

委員長 森岡 光昭 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
6・〇・〇	(株) △ △ 印刷 養父市〇〇456番地 代表取締役 □□ □□	〇〇〇 枚	〇〇〇,〇〇〇 円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成証明書

作成実績に基づいて作成してください。

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年〇月〇日

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株) △ △ 印刷 代表取締役 □□ □□ 養父市〇〇456番地
作成枚数	〇〇〇 枚
作成金額	〇〇〇,〇〇〇 円
ポスター掲示場数	〇〇〇 箇所

予備審査時にお知らせする数をご記入ください。

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、「請求書」の用紙とともに候補者からポスター作成業者にお渡しください。
- ポスター作成業者が養父市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、養父市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区のポスター掲示場の数×1枚

(2) 限度額

$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 226 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}}$

単価 = $\frac{249,250 \text{ 円}}{226 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}}$ … 1円未満の端数は、切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年〇月〇日

養父市選挙管理委員会
委員長 森岡 光昭 様

③の「選挙運動用ポスター作成証明書」を作成後、申請して下さい。(作成証明書の日付と同日かそれ以降の日付となります。)

令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

候補者 ○ ○ ○ ○

記
※契約書の日付

1 契約年月日 令和6年〇月〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(株)△△印刷 代表取締役 □□ □□
養父市〇〇456番地

③の「選挙運動用ポスター作成証明書」の作成枚数を記入してください。

3 確認申請枚数 ○〇〇 枚 (◎印の欄の枚数)

区 分	作 成 枚 数 ※1)	左のうち確認済又は確認申請枚数 ※2)
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	〇〇〇 枚	◎ 〇〇〇 枚
枚 数 計 (a)+(b)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から養父市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- ※1「作成枚数」の欄は、公費負担であるか否かを問わず全ての作成枚数について記載し、※2の欄はそのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

左の欄の作成枚数が、公費負担の対象となる枚数を超える場合は、公費負担の対象となる枚数を記入してください。

(表)

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 13 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 6 年 〇 月 〇 日

養父市長 様

住所(所在地) 養父市〇〇456番地

氏名(名称) (株)△△印刷 印

(代表者氏名) 代表取締役 □□ □□ 印

記

1 請求金額 〇〇〇,〇〇〇円

2 内 訳
裏面請求内訳書のとおり

3 令和6年10月20日執行 養父市長 選挙

4 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○

5 支払先口座

金額の訂正はできません。
誤って記載した場合は、作成しなおしてください。

〇 〇 銀行 信用金庫・農協 〇 〇 支店	種 類 普・ 当	口 座 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	かぶしきがいしゃ△△いんさつ だいひょうとりしまりやく□□□□	
口座名義	(株)△△印刷 代表取締役 □□ □□	

※この請求についての連絡先を御記入ください。

電話番号	079 (123) 4567	事務担当者名	〇〇課 〇〇〇〇
------	----------------	--------	----------

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、養父市に支払を請求することはできません。
- 請求手続等で不明な点等ありましたら、養父市選挙管理委員会まで御照会ください。

③の「選挙運動用ポスター作成証明書」の作成枚数、作成金額を確認のうえご記入ください。

(裏)

請求内訳書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
▼箇所	円	▼枚	▼円	円	枚	円	円	枚	円	
〇〇〇	000	000	000,000	0,000	000	000,000	000	000	000,000	

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\text{単価} = \frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{226 \text{ か所 (ポスター掲示場数)}} \quad \dots 1 \text{ 円未満の端数は、切上げ}$$

3 (E)欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

6 選挙運動費用に関する公営制度 Q&A

- 1 選挙運動に要する費用のうち、公費負担される費用にはどのようなものがありますか？

次の費用が公費負担されます。ただし、供託金を没収された候補者は公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

A ハイヤー契約に基づく場合

◎自動車の借上費用（運転手雇用、燃料代を含む）

B ハイヤー契約に基づかない場合

◎自動車の借上費用（レンタカー契約）

◎運転手の雇用費用

◎自動車の燃料代

※注意事項

Aの公費負担制度とBの公費負担制度は併用できません。

②選挙運動用ポスターの作成

③選挙運動用ビラの作成

なお、いずれも公費負担額の基準等が、養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例で定められています。

- 2 選挙運動費用の公営制度は、実際に要したかは関係なく、定額で負担してくれる制度ですか？

違います。定額負担ではありません。

公営制度は、条例で定める限度額の範囲内で、**実際に要した費用を公費負担する制度**です。

実際に要した費用が限度額を超えている場合は、限度額を公費負担しますが、限度額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

- 3 公費負担に関する市選挙管理委員会への届出書類に誤りがあることが判っても、法律的な問題はありませんか？

問題があります。

条例では罰則規定はありませんが、刑法で定められた詐欺罪に該当する場合があります。

届出書類に誤りや変更がある場合は、直ちにその旨を選挙管理委員会に届け出る必要があります。

- 4 市には強制的な調査権がないから、届け出た契約金額の中に対象外の経費が含まれていたとしても、確認できないのではないかと？

市に強制的な調査権はありませんが、市に提出された契約書等は**全て情報公開の対象となります。**市民・マスコミの皆様による情報公開・取材によって問題が発覚することが考えられます。

なお、虚偽の契約を届け出た場合は、詐欺罪に該当することがあります。

5 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

主として選挙運動のために使用され、市選挙管理委員会の定める表示をした車両です。**候補者1人につき1台です。**

6 選挙運動用自動車（レンタカー）のどんな費用が公費負担の対象になるのですか？

公費負担の対象は「車両本体」です。業者からレンタルの場合は「基本料金」部分が対象で、付帯料金は対象外です。

また、看板及び放送設備等の作成費並びに取付け費用も対象外となります。

7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

8 選挙運動期間前から借りていたのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担してもらえますか？

公費負担できません。

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

9 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしましたが、公費負担してもらえますか？契約は締結しています。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担できません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担できます。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

10 選挙運動用自動車についてハイヤー契約を行った場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法に規定する**「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」**に限られます。

11 選挙運動用自動車の運転手に関する公費負担の対象費用ってどんなものですか？

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）です。候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象です。

12 無料で選挙運動用自動車を運転してもらったのですが、公費負担を請求できますか？

公費負担は請求できません。

公営制度は、条例に定められた金額を限度に、実際の契約金額を公費負担する制度です。無料の場合は公費負担できません。

13 選挙運動期間よりも前から運転手を雇っているのですが、選挙運動期間より前の期間についても公費負担の対象になりますか？

対象となりません。

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

14 雇った運転手の食事代、宿泊代は公費負担の対象になりますか？

候補者と運転手の間で締結した、運転手雇用に関する有償契約に含まれる費用が対象です。

この契約とは別に、食事代、宿泊代として支出した経費については、公費負担の対象とはなりません。

15 選挙運動期間の前半はAさんに、後半はBさんに運転をお願いしようと思いますが、公費負担してもらえますか？

公費負担できます。ただし、公費負担できるのは1日当たり1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

16 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結びました。この契約金額を公費負担請求していいですか？

法人との運転手派遣契約を結ぶ場合は公費負担の対象となりません。

法人と契約した場合、1候補1日につき1人という公費負担の原則が満たされない場合があります。

このため、**必ず運転する個人との契約をお願いします。**

なお、ハイヤー契約の場合は法人と契約ができます。

17 選挙運動用自動車に使用した燃料に関する公費負担の対象費用とはどんなものですか？

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代です。

18 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

対象になりません。

選挙運動用自動車1台に給油した燃料に限ります。

19 2社以上のガソリンスタンドで給油したいのですが、公費負担申請は2社分とも可能ですか？

可能です。

ただし、燃料供給契約が有効に締結されていることが前提で、公費負担できる金額には限度があります（2社合せた金額と限度額（1日7,700円×選挙運動期間の日数7日間）を比較して少ない方になります）ので、注意してください。

20 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うので、いちいち給油量、給油金額を記録するのは大変なのですが？

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

21 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどんなポスターですか？

養父市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場設置条例に基づき設置されるポスター掲示場に貼付する公職選挙法第143条第1項第5号ポスターが該当します。

22 ポスター作成に要するどんな費用が公費負担の対象なのですか？

（設問21）のポスターを作成する費用であるなら、公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

23 写真撮影、デザインと印刷を別々の業者と契約した場合、それぞれ公費負担の対象となりますか？

印刷費用のみ対象となります。

公費負担の対象となるのは、**ポスターの作成を業とする者**との有償契約に基づくポスター作成経費です。ポスターの作成を業とする者とは、通常印刷業者が想定されていますので、写真撮影、デザイン等を含めて契約いただくようお願いします。

24 ポスター作成費用が「上限枚数×上限単価」で求められる金額以内なので、全額を公費負担してもらえますか？

全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数（226枚）」及び「作成単価（1,941円）」それぞれに上限が決められています。

【例1】選挙運動用ポスター250枚の作成を50万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、500,000円÷250枚＝2,000円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、1,941円×226枚＝

438, 666円が公費負担の対象となります。この額を超える分61, 334円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター250枚の作成を30万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、300,000円÷250枚＝1,200円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、1,200円×226枚＝271,200円が公費負担の対象となります。残りの24枚分28,800円は候補者の負担になります。

25 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどんなビラですか？

公職選挙法第142条第1項第6号の規定により頒布することができるビラが該当します。

26 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

枚数…市長選挙16,000枚以内

種類…2種類以内

規格…長さ29.7cm×幅21cm（A4版）両面印刷が可能

記載内容…特に制限はありませんがビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙の貼付…頒布するビラには、市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

27 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

28 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

29 選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点がありますか？

候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は市長選挙の場合8,000枚までと定められています。通常葉書の交付は、八鹿郵便局で葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書（私製を含む。）に八鹿郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて八鹿郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

不明な場合は、養父市市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

30 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？

通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。
通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

31 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？

通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。
市長選挙においては、公費負担の対象外です。